

保健師の
皆さまへ



公益社団法人 日本看護協会

看護職賠償責任保険制度

あなたは「保健師」として
守られていますか？

行政や事業所など、様々な場所で活動されている保健師の皆さま、
ご自身を万一のトラブルから守る保険に加入されていますか？
日本看護協会の「看護職賠償責任保険制度」は、日本国内の行政や
事業所等で保健師が行う業務によって、他人の身体や財物に損害を
与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない
損害賠償責任を補償します（内容は裏面）。また、本保険制度に
ご加入の皆さまに対し、相談対応・支援や情報提供も行っています。
**安心して日々の業務に従事いただけるよう
本保険制度が皆さまをバックアップします！！**



保健師業務をとりまく様々なリスクに対応



特定保健指導として運動を指導中
参加者が転倒して足首を骨折してしまった



家庭訪問に行った際
うっかりスマホを踏みつけ破損してしまった



相談者と面接をした際
名誉を傷つけられたと訴えられた



針刺し事故等の場合の傷害事故も補償

※上記事例はリスクを説明したものであり、必ず保険金が支払われる訳ではありません。

掛金は、
1年間で **2,650円**

内訳：保険料1,800円
+
運営費850円

※毎月1日付の中途加入を随時受付
していますので、裏面お問い合わせ先の
看護職賠償責任保険制度コールセン
ターまでご遠慮なくお問い合わせくだ
さい。

補償内容・サポート内容については裏面をご覧ください

補償の内容

※法律上の損害賠償金のほか、弁護士報酬等の争訟費用・その他各種費用も補償します。

への補償	対人賠償 1事故 5,000万円 限度 (補償期間中 1億5,000万円まで)	対物賠償 1事故 100万円 限度 (補償期間中 100万円まで)	人格権侵害 1事故 5,000万円 限度 (補償期間中 5,000万円まで) ※支払限度額は、対人賠償の支払限度額と共有です。	初期対応費用 1事故 500万円 限度 (うち見舞費用 1被害者につき 10万円限度)	法律相談費用 1事故 10万円 限度 (補償期間中 30万円まで)
	への補償	傷害死亡・後遺障害保険金 就業中の偶然な事故により死亡もしくは後遺障害が生じた場合 66.3～85万円		血液曝露等傷害保険金 使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合 HBV 1.8万円 HCV 18万円 HIV 60万円 (事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます)	

本保険制度独自のサポート内容

サポート①

- 日常の看護業務上生じた医療安全にかかわるできごとの相談対応・支援を行っています!!

「看護職賠償責任保険制度」
サービス推進室

電話

0120-800-073

平日10:00～17:00 (土・日・祝日は休業)



- ハラスメントに関する相談に対し、看護職・臨床心理士が対応・助言します!!

「看護職賠償責任保険制度」
ハラスメント相談窓口

電話

0120-515-404

平日10:00～17:00 (土・日・祝日は休業)

- 医療安全に関する医療・看護情報の提供を行っています!!

「看護職賠償責任保険制度」
ホームページ

URL

<https://li.nurse.or.jp/>



- 看護業務に役立つ研修会を参加費無料で開催しています!!

医療事故防止やクレーム対応など加入者の皆さまにとって関心の高いテーマで、ロールプレイやグループワークを取り入れています。

※詳細は看護職賠償責任保険制度ホームページをご確認ください。

サポート② 〈事故審査委員会〉

万一、賠償請求された場合、その内容が妥当であるかを公正にチェック!

お問い合わせ先

● 日本看護協会の入会は	各都道府県看護協会までお問い合わせください。
● 看護職賠償責任保険制度についてのお問い合わせは	看護職賠償責任保険制度コールセンター TEL.0120-088-073
● 契約者・制度運営	公益社団法人 日本看護協会 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル
● 取扱代理店	株式会社日本看護協会出版会 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F TEL:03-5778-5781 (受付時間:平日 10:00～17:00)
● 引受保険会社	(幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4143 (受付時間:平日 9:00～17:00)
	医療・福祉法人部 法人第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
	損害保険ジャパン株式会社 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
	三井住友海上火災保険株式会社

※保険加入には日本看護協会会員資格が必要です。

※このご案内は、看護職賠償責任保険制度の概要をご説明したものです。加入申し込みの際は必ず専用のパンフレット・重要事項説明書や看護職賠償責任保険制度ホームページをご確認のうえ、お手続きをお願いします。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。

2020年4月作成(20-T00169)